

Title	南北朝期東国守護の存在形態に関する一考察：下野国の場合を中心に
Sub Title	A study of conditions of the Shugo in Togoku region during the Nanbokucho Period : with special emphasis on Shimotsuke Province
Author	松本, 一夫(Matsumoto, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.3 (1987. 11) ,p.115(453)- 136(474)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19871100-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

南北朝期東国守護の存在形態に関する一考察

——下野国の場合を中心に——

松 本 一 夫

一 はじめに

南北朝内乱期における鎌倉府管国下の領主の存在形態については、既に相当な研究蓄積がなされている。即ちまず峰岸純夫氏は、永原慶二氏の研究を引用しながら、関東十カ国を概略利根川を境に二地域に分けて考察され、それ以东（東上野・下野・常陸・下総・上総・安房）は、足利一門による支配権力を守護職を通して直接的に及ぼすことができず、鎌倉以来の伝統的豪族が在来の守護職ないし所領を維持し得た地域、とされた⁽¹⁾。また稲垣泰彦氏も鎌倉府の支配体制を考察する前提としての東国の社会的基盤について同様な指摘をしておられる⁽²⁾。

ところでこの対象地域に含まれる下野国に関して、佐藤進一氏は守護の沿革考証を行う中で、小山氏が建武四

年十二月に奥州より南下した北畠顯家軍によって攻略されて以降、幕府はその守護職を奪って足利被官の武将に与え、在地豪族を強圧する方針を（貞治年間まで）維持したとされ、前述の峰岸氏等の見解とは異なる指摘をされた⁽³⁾。これは佐藤氏の沿革考証を一部修正された新川武紀氏も、基本的には支持しておられる⁽⁴⁾。

そこで本稿では、この佐藤説（以後在地豪族強圧説とする）の有効性を考えていくために、①現在までの、観応擾乱前後における下野国守護の沿革考証②同時期における国内豪族の勢威と、幕府・鎌倉府との関係、について再検討していきたい。ここで時期を限定したのは、下野国を含む鎌倉府管轄下の関東十カ国が、擾乱の影響を直接受けて顕然化させた、その歴史的特質を検討し得ると思ったからである。そしてこうした検討の結果に基づ

いて(下野国を中心に)以後の鎌倉府Ⅱ守護体制の展開にも言及してみたい。

註

(1) 峰岸純夫「上州一揆と上杉氏守護領国体制」(『歴史学研究』二八四号)

(2) 稲垣泰彦「古河公方と下野」(『栃木県史研究』十二号)・市村高男「鎌倉公方と東国守護」(『歴史公論』八一)

(3) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究上』

(4) 新川武紀「下野国守護沿革小考」(『栃木県史研究』二一号)以下特にことわらない限り、氏の指摘は本論文に拠る。

二 建武四年末ゝ尊氏の東国下向までの 守護沿革考証について

a 建武四年末ゝ貞和年間

新川氏は、暦応二年九月に小山朝氏が下野国中山村の知行関係についての請文を提出していること、また興国四年(康永二年)に北畠顕家が、先年結城親朝に与えた下野国守護職が「小山所存無相違之定」によって実効がない旨を述べていること、さらに朝氏はその後も足利方

として活躍していること等から、朝氏はその死まで守護職を保持した、として佐藤氏の「小山氏は建武四年末に守護職を剝奪された」との指摘は訂正される必要がある、と説かれた⁽¹⁾。筆者もこの考え方を大筋において支持する。但しここで明白なのは、暦応二年九月の時点での小山朝氏の守護職のみであり、一旦剝奪された守護職に還補された可能性も存するし、また親房の書状によって朝氏の死までの在職を断定することはできないことを付言しておく⁽²⁾。

また新川氏は貢馬沙汰人を守護と推定する、という佐藤説を援用して、『園太暦』貞和二年十二月十四日条にみえる貢馬沙汰人の記事から、同年四年十三日に死去した小山朝氏⁽³⁾の後、弟の氏政が守護職を継承した、とされる。しかしこれについては磯貝富士男氏が指摘された如く、貢馬沙汰人役を各国守護が負担するということは十分実証されたわけではなく、従って貢馬沙汰人の一人に「小山下野入道跡」とあるだけで氏政の守護在職を断定することはできない⁽⁴⁾。

さらに氏は二年後の貞和四年に、佐野氏綱の軍忠状⁽⁵⁾に高師直が証判していることから、小山氏政はまもなく守護職を改替され、師直が任ぜられたとされ、その裏付け

として佐藤氏の在地豪族強圧説と、後に本稿でもとりあげる観応二年八月の「高階」なる者の奉書⁽⁶⁾をあげられた。師直の軍忠状証判が下野国守護在職を示すか否かを確認するため、『大日本史料』六編之十一により貞和四年正月～二月にかけての河内・大和両国での軍事行動において、彼が証判した軍忠状(着到状)を検索したが、次の三通を見出すことができた。即ち、⑦同年二月日付(安芸国安木村地頭)逸見大阿代有朝軍忠状、①同日付山内首藤時通着到状、②同年三月五日付内藤氏広軍忠状であり、これら三氏はいずれも下野国以外に本拠を持つ武士たることは明白である。従って磯貝氏も述べておられるように、佐野氏綱は師直が幕府軍を率いた際、その催促に応じて参陣したにすぎず、このことから師直の下野国守護在職を想定することには無理がある、と考える。

b 観応二年八月二五日付高階某奉書をめぐって

⑦下野国中泉庄事、為兵粮料所、京都御左右間、所被預置也、早守先例、可被致沙汰之状、依仰執達如件、

観応二年八月二五日

高階(花押)

小山四郎殿⁽⁶⁾

右の文書によって佐藤進一氏は、観応二年八月の時点での高階某(恐らく高師直の同族)の守護在職を主張し、

幕府による在地豪族強圧の証左とされ、新川氏もこれに従っておられる。

この文書の奉者、高階なる者について山口隼正氏は、^(義興)^(三浦高通)①新田兵衛佐・三浦介以下輩、可令没落安房国之由、有

其聞、致用意、可加治罰之旨、可令下知守護代之状如件、

正平七年壬二月廿三日

(足利尊氏)
(花押)

南遠江守殿⁽⁸⁾

右の史料をあげて高南宗継に比定し、同時に高階某の花押は宗継の観応二年前後のそれのいずれとも形状が全く異なり、宗継の花押変更を指摘された。⁽⁹⁾

しかしこの比定は疑問と言わざるを得ない。何故なら、まず①は尊氏が高南宗継に安房国へ没落したとの風聞がある新田・三浦の輩に対する追討を守護代に下知せしめているもので、⑦との関連は何ら考えられない。また花押変更の問題にしても、高階某が宗継に確実に比定し得る場合にのみ有効性を持つことであって、単に⑦の花押がその前後のそれと形状が全く異なるという事実を検討した場合、高南宗継と高階某が別人である可能性の⁽¹⁰⁾ほうが高いことは言うまでもない。

ではこの人物は誰なのか。その実名比定は非力な筆者

には到底不可能であるが、ここではその政治的立場を推測することにより、史料⑦が下野国守護の在職徴証たり得るか否かを検討してみたい。従来この文書が発給された時期の特殊性については、やや等閑視されてきたように思われる。即ち観応二年八月一日に足利直義は、尊氏・義詮父子の挾撃を恐れて京都を発ち北国へ向かった。⁽¹¹⁾この後尊氏は各地の武士に直義派の追討を命じると共に、彼の経済的基盤の安定のため所領の預置・当知行安堵等を行った。預け置いた所領の中には、敵方所領を闕所化したものも少なからず含まれていたであろう。直義の措置もまた同様なものであったと思われる。

こうした前提にたてば、史料⑦は磯貝氏が指摘された如く、尊氏の侍者たる者（高一族か）が、その意を承って小山四郎に下野国内での尊氏方としての活動を期待して兵糧料所を預け置いたものと、とらえることができる。⁽¹²⁾

ところが史料⑦の中に「京都御左右間」とあり、このことからこの文書は当時既に京を離れていた直義の侍者が発給したもの、とも考えられる。直義の北国行きに従う者の中には「高土佐守^{父子}三人」（師秋・師義・師有か）という人名もみえるから、高一族が発給者、という点も矛

盾しない。

但し尊氏もこの年（観応二年）八月中旬～十月中旬まで近江国に在陣しており、その侍者がこの文書を使用しても不自然ではない。ここでは二つの解釈を提起し、後考を俟ちたい。

また名充人小山四郎について『小山市史』史料編中世の編者は、その通称が小山惣領に多い「四郎」であることを根拠とされたのか、この人物を小山氏政と推定しておられるが、これはあくまで推定の域を出ず、同族の別人たる可能性もあることは言うまでもない。⁽¹³⁾

いずれにせよ不明な点は残るが、以上のことから磯貝氏も述べる如く、この文書は少なくとも高一族の下野国守護在職徴証たり得ないことが指摘できる。従って、佐藤氏の提起された在地豪族強圧説は、その根拠の一つを失なったことになる。

註

- (1) 饒阿寺文書同年九月二三日付小山朝氏請文（『小山市史』史料編中世一八八号・以後『市史』と略す）・松平基則氏旧蔵結城文書同年七月十二日付北畠親房御教書（『市史』二二八号）

- (2) 拙稿「南北朝初期における小山氏の動向——特に小山秀

朝・朝氏を中心として」(『史学』五五―二・三)では、この点厳密さを欠いていたので、ここに本文の如く修正する。

(3) 『常楽記』(『市史』二二三号)

(4) 磯貝「小山義政の乱の基礎的考察」(『小山市史研究』六号)以下特にことわらない限り、氏の指摘は本論文に拠る。

(5) 佐野文書同年三月日付佐野氏綱軍忠状(『栃木県史』史料編中世四、以後『県史』と略す)

(6) 松平基則氏所蔵文書同年八月二五日付高階某奉書(『市史』二二七号)

(7) ⑦小早川什書④萩藩閲録⑤山内首藤文書

(8) 清源寺文書足利尊氏御判御教書(『県史』一)

(9) 山口隼正「南北朝期の筑前国守護について」(『中世九州の政治社会構造』所収)五四頁註(10)及び五八頁補注(1)

(10) 恐らく④を根拠とされて、小要博氏は高南宗継を当該期の安房国守護とされたとと思われる。(小要「関東府小論」、豊田論集『日本中世の政治と文化』所収)しかし、戦時における守護代への下知は必ずしも守護正員とは限らない。後にみるように、これは宗継の、執事としての職権活動を示すものではないだろうか。

(11) 『園太暦』同日条

(12) 小川信氏も白河結城氏の例をひいて、直義没落直後に

南北朝期東国守護の存在形態に関する一考察

幕府による奥州武士誘引・懷柔策が開始されたことを指摘された。小川『足利一門守護発展史の研究』五三八頁。

(13) 『観応二年日次記』同年七月三十日条。(『続群書類従』二九輯下)

(14) 氏政期ではないが、建武二年八月三十日付後醍醐天皇綸旨(小山文書・『市史』一五五号)の名充人「小山四郎」について、従来惣領朝氏としていた(前掲拙稿においても朝氏とした)が、朝氏は常犬丸と称していたこと、秋田県立秋田図書館所蔵小山系図(『市史』通史編I・史料補遺編所収)に秀朝の弟に四郎隆重がみえることから、隆重の可能性が高い、との説も出ている。(栃木県立博物館『足利氏の歴史』・千田孝明執筆)

三 尊氏東国在陣期における守護沿革

考証について

a 仁木頼章の下野国守護在職説について

⑦佐野太郎四郎秀綱申下野国足利庄梅園六郎重綱跡事、任今月廿四日御下文之旨、可沙汰付秀綱之状如件、
(仁木頼章)(花押)
観応三年七月廿六日

西庭民部三郎殿

①佐野新左衛門尉秀綱申下野国足利庄内梅園村事、赤見新兵衛入道先日掠申御書之由歎申、所詮、任御下文旨、

可有其沙汰候也、

九月廿七日

(頼章)

仁木左京大夫殿

(足利) 尊氏 (花押)

⑤仁木左京大夫頼章代有俊申足利庄内町・村上・荒萩・

産河等事、退大平修里亮・小嶋次郎左衛門尉・那須弾

正左衛門尉以下乱妨人等、淵辺安房守相共致其沙汰、

可被沙汰付下地於有^(俊)□、若及異儀者、相催庄内給主等、

可被対治之状如件、

文和二年十二月十二日

(尊光)

小俣民部卿律師御房

(足利基氏) (花押)

新川氏は右にあげた三通の文書により、少なくとも観
応三年七月から翌文和二年十二月までの仁木頼章の下野
国守護在職を主張された。これに対し磯貝氏は、この史
料⑦⑧がいずれも將軍家御料所たる足利庄内の所領に
関するもので、このことは仁木頼章が純粹に將軍家執事
としての権限に基づいて関与したことを示し、下野国守
護と認定するのは飛躍がある、としておられる。これに
ついては全く磯貝説に同意するものであり、蛇足の感が
あるがさらに一通の文書をあげる。

⑨鶴岡八幡宮供僧等雜掌申、下野国足利庄粟谷郷年貢
事、為両界壇所供料、任先例可致沙汰之由所被仰也、

早任御教書之旨、可辨之旨可被相触給主之状如件、

観応三年十月廿二日

(頼章)

仁木兵部大輔殿

(尊氏) (花押)

この史料⑨からは、仁木頼章があくまで足利庄内の給
主に相触れ得た立場にあったことがわかるだけであり、
しかも⑦の名充人西庭氏、⑧の文言中にみえる淵辺氏及
び名充人小俣氏がいずれも足利庄内に本拠を持つ武士で
あること、さらに彼が足利庄以外の下野国内の地に関与
した史料がみられないこと、等を考えあわせると、頼章
の下野国守護在職は認め難い。

仁木頼章は周知の如く観応二年十月二日に執事に任
ぜられ、⁽⁴⁾翌十一月尊氏の東国行きに従軍し、文和二年七
月の帰京まで同地域において活動する。⁽⁵⁾この時期におけ
る彼の職権活動に関して小川信氏は、その種類が極めて
限定されていたこと、即ち尊氏の命を承けた施行者は頼
章の他にも高南宗継・今川範国⁽⁶⁾をあげ得ること、また拳
状受理についても頼章と宗継⁽⁷⁾の関与があること、さらに
軍事指揮権についても武蔵国守護としてのそれを出るも
のではないこと、等を指摘された。

しかし氏が「さらに当時の頼章の発給文書には、師直
におけるような所務の遵行命令を始めとする各種の遵行

命令や武士・寺社宛の通達が一切見られない」とされたのは、前掲史料⑦・①・⑤にみる如く、こと足利庄に關する限りはあてはまらないのではないだろうか。

以上のことを総合して考えあわせると、仁木頼章は、幕府の御料所であった足利庄に対する管轄権を尊氏から特別に与えられていたことを推測し得る。

足利庄は、応永二五年以降においては幕府が直轄地として管領の代官を下向させて庄務にあたらせていた、という渡辺世祐氏の指摘があった。⁽¹⁰⁾ また近年、足利尊氏上洛後の文和二年十二月以降には関東公方が、そして遅くも応永五年には幕府が、それぞれ掌握していたことが解明された。⁽¹¹⁾ とすれば尊氏の東国在陣期に足利庄管轄の徴証を残す仁木頼章の役割は、同庄に対する鎌倉府の諸権限の強化（前掲史料⑦・①・⑤）、及び尊氏帰京に際しての、それらの関東公方（基氏）⁽¹²⁾ への移管（⑦）と推測してよいのではないだろうか。

b 宇都宮氏綱の下野国守護在職説について

aで述べたように、磯貝富士男氏は仁木頼章の下野国守護在職説を否定し、当該期の守護として宇都宮氏綱をあげられた。その根拠として氏は、

⑦南北朝期において下野国守護が下野守に補任される例

（小山秀朝・朝氏及び義政）がみられること

①『師守記』貞治六年七月五日条の裏書により、同年六月十四日付口宣案によって小山義政が下野守に補任されたことが知られるが、その註に「藤氏綱に替り」とあることから、宇都宮氏綱が、貞和五年八月十三日の北朝臨時除目で天龍寺造営の功により補任されてからこの時点まで約十八年間下野守であったことをそれぞれ指摘された。ここではこの磯貝説について検討していくことにする。

まず⑦についてであるが、小山義政については徴証が多く問題ないし、また秀朝も『尊卑分脉』その他から一応認められる。⁽¹⁴⁾ しかし朝氏については、磯貝氏が下野守補任の根拠とされた史料は、『園太暦』の記事（貞和二年十二月二四日条に北朝の貢馬沙汰として「小山下野入道跡」がみえる）であり、その官途名についても必ずしも全面的には信頼できない。他に明証が得られない以上、朝氏の下野守補任を断定することは危険である。従って下野国守護が下野守に補任される慣例が成立していた、とされる氏の説には疑問の余地がある。

次に①について。

（足利直義）
（花押）

(表一)

年 月 日	文 書 名	宇都宮氏綱の官途名	出 典
正平七・正月・日	宇都宮氏綱着到状	右宇都宮下 ^(野) 守 ^(綱) 『大日本史料』六一十五 右宇都宮二 ^(綱) 與 ^(氏) 綱『県史』二	小田部庄右衛門氏所蔵文書
正平七・閏・十六	高南宗繼施行状	(名充人) 宇都宮下野守	右 同
文和元・十二・二七	足利尊氏御判御教書写	(名充人) 宇都宮伊予守	蜷川親治氏所蔵文書
文和二・十二・九	宇都宮氏綱奉書	(署判者) 伊予守	村山文書
文和二・十二・十七	足利義詮御判御教書	(名充人) 宇都宮伊予守	佐々木文書
文和三・二・八	畠山国清施行状案	(名充人) 宇都宮伊予守	中條家文書
貞治二・八・十八	足利基氏軍勢催促状	依上杉入道参上、宇都宮下野守、可及合戦之由、 (憲頭) (氏綱)	額田小野崎文書
貞治二・九・六	足利基氏御判御教書	宇都宮下野守引籠 ^(氏綱) □□由	皆川文書
年未詳・十一・十 (文和元年九)	足利尊氏御内書	(名充人) 宇都宮伊予守 (氏綱)	新津英文氏所蔵文書
年未詳・三・十八	足利基氏書状	(名充人) 宇都宮下野守	相州古文書

宇都宮孫三郎氏綱修里亮所望事、為東福寺造営召功^(内カ)
所挙申也、於成功者、早可令送寺家之状如件、

観応二年四月十三日⁽¹⁵⁾

右の文書により、氏綱は観応二年当時既に下野守を免
ぜられていることがわかる。ここでさらに観応三年、貞

治二年の間で彼の官途名が読みとれる史料を表にまとめ
てみよう。(表二)

これにより少なくとも文和元年十二月、同三年二月の
間、氏綱は伊予守に任ぜられていたことが明らかであ
る。彼は貞治年間には再び下野守に任ぜられているよう

ではあるが、以上のことから氏綱が貞和五年以来、小山義政が補任される貞治六年まで約十八年間終始下野守であった、とされる磯貝氏の指摘は誤りであると考ええる。同時に氏の⑦の指摘、即ち当該期において下野国守護が下野守に任ぜられたという慣例があったことを仮に認めたとしても、氏綱の伊予守在任期には下野国守護ではなかったことになってしまう。

これまでの検討の結果、下野国守護と下野守とを関連づけることによって宇都宮氏綱を当該期の下野国守護とする磯貝説は、説得力に乏しいと結論せざるを得ない。

c 小山氏政の文和二年における下野国守護在職の可能性について

a・bにおいて、尊氏東国在陣期の下野国守護として仁木頼章・宇都宮氏綱のいずれも比定し難いことをみてきたが、ここで注目したいのは次の文書である。

嶋津大隅守忠政申恩賞事、九州供奉以来、至今度御共致忠節候、厳密可被御沙汰候哉、以此旨、可有御被露候、恐惶謹言、

文和二年十月十日

進上 御奉行所⁽¹⁶⁾

左衛門佐氏政（花押）

『小山市史』史料編中世の解説の中で峰岸純夫氏は、右

南北朝期東国守護の存在形態に関する一考察

の文書より下野嶋津氏⁽¹⁷⁾が尊氏の九州下向以来「今度御共」即ち鎌倉からの上洛に至るまでに果たした忠節を挙達している小山氏政の立場を下野国守護としておられ、和久井紀明氏もこの説を支持しておられる⁽¹⁸⁾。これに対し新川氏は峰岸説を紹介しながらも前述の如く当該期の下野国守護を仁木頼章とされているため、小山氏政は特設の軍事指揮官たる大将の立場にあったのではないかと推定しておられる。さらに磯貝氏は、これも前述の如く宇都宮氏綱を守護とされているため、小山氏政の守護への就任は確認できない、としておられる⁽¹⁹⁾。

筆者は、a・bの検討結果から、少なくとも文和二年十月段階（この時期既に尊氏は東国を離れているが）では小山氏政の下野国守護在職の可能性は極めて高い、と考える。但しこのことを以て観応擾乱期に一貫して小山氏が守護職を維持していたと推測することには危険が多い。現在の史料残存の状況から考えて、当該期の下野国守護の比定という作業のみから佐藤氏の在地豪族強圧説について検討していくことには、限界があると思われる。

註

- (1) ⑦仁木頼章施行状(佐野文書・『県史』四)、⑧足利尊氏御内書(同文書・同書所収)、⑨足利基氏御判御教書(鶏足寺文書・『県史』一)
- (2) 足利尊氏御判御教書(相州文書・『大日本史料』六一十七)
- (3) 西庭氏については新川前掲論文参照。淵辺氏は鎌倉期天福二年の鑲阿寺大御堂棟札写(『近代足利市史』史料編原始・古代・中世、第二章金石文三〇八号)に「引頭淵辺藤三」とみえる。小俣氏については周知の通りである。
- (4) 『園太暦』同日条。
- (5) 『観応二年日次記』
- (6) 小川氏は当該期の範圍の発給文書は、古簡雜纂五之六、観応三年三月二九日付の施行状一通とされるが、他に神田孝平氏所蔵文書同年五月九日付の施行状があげられる(川添昭二「遠江・駿河守護今川範圍事蹟考」・竹内論集『莊園制と武家社会』所収)
- (7) 小川氏は宗継が一時頼章と共に尊氏の執事であった可能性も考えられる、としておられる。なお『鎌倉大日記』には文和元年に関東管領として宗継がみえ、同二年には頼章とあり、その註記に「観応二年十二月四日以来也」とある。
- (8) 佐藤一節註(3)掲書
- (9) 以上小川前掲書一九四～一九六頁
- (10) 渡辺『関東中心足利時代の研究』
- (11) 本文引用史料⑩・鶴岡八幡宮相承院文書応永五年三月日付鶴岡八幡宮寺供僧俊管申状案(『神奈川県史』資料編三上)、『神奈川県史』通史編原始・古代・中世第三編第三章七八五～七八七頁(田辺久子執筆)
- (12) 村尾元忠氏も本文引用史料⑤にみられる如き仁木頼章の庄内徴税権は守護権に由来するものではなく、彼の地位を庄代官と推測し、後の管領(代官)による支配と連続する原則をもつもの、としておられる。(村尾「下野国足利庄へ代官」管見」・『野州史学』四号)
- (13) 『園太暦』同年八月十四日条。従って『小山市史』史料編中世の編者は、同書二四六号『師守記』所収の口宜案の「宜任下野守」の註「従五位下、藤氏綱替、貞□□八十三叙」の欠損部分を(治力)としておられるが、これは「貞和五、八十三叙」となると考える。
- (14) 但し磯貝氏がその根拠としてあげられたのは、『梅松論』・『光明寺殘篇』及び建武元年八月二二日付大膳權大夫奉書(茂本文書・『県史』二)の端裏書であり、筆者が本文であげた『尊卑分脉』とともにいずれも確証とはなり得ない。
- (15) 東福寺文書足利直義御判御教書(『県史』四)
- (16) 島津文書小山氏政申状(『市史』補遺四一号)
- (17) 下野嶋津氏については藤枝文忠「南北朝内乱期におけ

る一人領主嶋津氏の軌跡」〔信濃〕二八一三

(18) 『市史』通史編I五六三頁

(19) 前註掲書五七十頁

四 観応擾乱期における宇都宮・小山

両氏の勢威

本節では、下野国守護の沿革考証という視点から一旦離れて、佐藤氏が、強圧されたとする在地の豪族、宇都宮・小山両氏の当該期における動向とその勢威を探っていきたい。

『園太暦』貞和三年九月二十日条に小山・小田氏が南朝方として蜂起したという風聞が書き留められており、これを小山惣領家と仮定した場合小山氏の独自の動きが着取でき、また二節bで検討したように観応二年八月の尊氏・直義の決裂の際にも小山氏の帰趨は不明であるが、いずれの陣営にとっても、今後の政争の舞台となる東国における小山氏の重要性は無視し得なかったであろうと思われる。

また宇都宮氏もその態度は必ずしも擾乱の初期からは一定はしていない。磯貝氏は貞和二年四月に小山朝氏が死去した後、宇都宮氏綱が下野国守護に任ぜられた背景

として「おそらく天龍寺造営に尽力する過程で、北朝、特に足利尊氏との間に深い関係が形成されていたことによるのであろう」と推測しておられるが、前節で引用した観応二年四月十三日付足利直義御判御教書⁽¹⁾をみても明らか⁽²⁾に、直義が幕政の主導権を握るこの時期においては、氏綱は直義との意志疎通も怠ってはいない。

同年十一月に、氏綱は越後国柏崎において直義方と合戦し、史料上初めて尊氏方としての態度を明らかにする⁽²⁾。十二月三日駿河国手越宿に至った尊氏は、岡本良円を東国に遣わし、下野国においては小山・宇都宮・那須の三氏に軍勢を催促しており、このうち前二者は即時発向した⁽³⁾。特に宇都宮氏綱は、『太平記』卷三十によれば十二月十五日に宇都宮を発し、同十九日には上野国那波において直義方の桃井・長尾氏と戦ってこれを破り⁽⁴⁾、同二七日には駿河国竹下に着陣した⁽⁵⁾。この氏綱軍には、下野の氏家・芳賀・益子・薬師寺・佐野の各氏⁽⁶⁾の他、武蔵・上野等の武士が加わっていた、という。これに対し小山氏は同二七日に竹下から二、三十キロ離れた古宇津(国府津)に着いた、とあるのみで、その兵数も氏綱が与同の武士を含め三万余騎とあるのに対し七百余騎と、極端な差を以て同書に表現されている。従ってこの薩埵山

合戦に限って言えば、磯貝氏が指摘されるが如く「宇都宮氏の方が小山氏より下野国において威勢を張っていた⁽⁷⁾」とみることができ、両者の関係をこの合戦以外の場合にも固定的に把えることは危険である。即ち同じ『太平記』卷三二には、薩埵山合戦の後正平七年（観応三年）閏二月下旬に、尊氏が武蔵国石浜に陣した際に「馳参レケル人々ハニ、千葉介・小山判官・小田少将・宇都宮伊豫守」とみえ、同二八日の笛吹峠合戦においては尊氏方の二番手として宇都宮・小山両氏が参陣した、とあって尊氏方への忠勤という点で両者に優劣の差はみられない。

また文和二年八月、尊氏は鎌倉を発して京へ向かうが、『源威集』によれば、その際の先立の将として尊氏の寵臣饗庭命鶴丸が小山氏政を「分限ト申、多勢ト云、不可余儀歟」と推した、という⁽⁸⁾。結局尊氏は先立の将を結城直光に命じるが、この話は当時の小山氏の勢威の大きさを語るに十分なものを持っている。そして同年九月三日に美濃国垂井に到着した尊氏勢の中に小山の名がみえ⁽⁹⁾、翌文和三年十二月末には足利直冬によって京を追われた尊氏に小山氏政が従い、また翌四年二月に京都回復のため清水坂の南に陣し、さらに同年三月には氏政は仁木義

長と一手になり、六条西洞院長講堂前に陣した、という⁽¹⁰⁾。即ち小山氏政は関東の情勢が一応安定した後も、尊氏に従って南軍との京都争奪戦に参陣したことがわかる⁽¹¹⁾。ここで氏政の時期における小山氏の所領集積の様子をみておきたい。

⑦ 恩賞間事、不可有相違之由、其沙汰訖、子細所被仰代官水野六郎也、可被存知之状如件、

文和元年十二月廿日

小山左衛門佐殿

(足利尊氏)
(花押)

⑧ 小山左衛門佐氏政申、下野国阿曾沼民部大輔跡事、宣取計御沙汰候哉、恐々謹言、

二月廿七日

(足利基氏)
左馬頭殿

(足利)
尊氏 (花押)

史料⑦は尊氏東国在陣期のものであり、この時点までの小山氏の軍忠に対する恩賞を約したものである。また⑧は疑文書視されているものであるが、峰岸純夫氏は「二歩譲っても写し」とされながら「(南北朝内乱期に没落したと考えられる)阿曾沼氏遺領を小山氏が獲得した可能性はあり、ある部分は獲得したかもしれない」と推定しておられる⁽¹³⁾。従来小山義政の乱勃発の背景として、義政の所領集積が指摘されていたが、その下地は氏政の

当該期における活動によってつくられていたことを軽視すべきではないと考える⁽¹⁴⁾。

一方この間宇都宮氏綱は、越後・上野両国における守護在職の徴証を残すが、畠山国清の乱後、足利基氏が鎌倉府体制の安定を企図して上杉憲顕を再び執事に任じようとしたこと（当然越後・上野両国守護職への還補も意味する）に反対して蜂起する。即ち『太平記』卷三四によれば、貞治元年に上杉憲顕が越後国守護に復職した際に、氏綱の代官芳賀禪可がこれに抗して同国において戦ったが敗れ、翌貞治二年八月には芳賀軍は武蔵国入間郡苦林野において基氏軍と戦って敗走した⁽¹⁵⁾。『喜連川判鑑』には、この芳賀禪可の敗走後、基氏は、禪可・氏綱を討たんと小山氏の館に入ったが、氏綱は同所へ自身参向して陳謝した、とある。磯貝氏は、氏綱の凋落過程において小山氏が逆に地位を向上させる起点をここに求めておられる。

さらに応安五年には、宇都宮氏綱は武蔵の平一揆と呼応してまたも挙兵したが、鎌倉公方氏満の討伐をうけて降伏し、「薩埵の恩賞として観応年中に拝領せられる地」⁽¹⁷⁾全てを没収され、本領のみの知行が許されるという状況に至った。

以上みてきたように宇都宮・小山の両氏は観応擾乱、特に史料上第二次分裂以降、尊氏方としての積極的な活動が明らかであり、殊に小山氏は幕府・鎌倉府のいずれとの関係も特に破綻の様子はみられず着々と所領集積を行っていったと考えられる。また宇都宮氏は貞治年間以降、鎌倉府安定化の犠牲とも言える形で凋落の傾向を示すが、筆者はむしろ、一度の鎌倉府への反抗にも拘らず、本領は安堵された事実注目したい。

いずれにせよ佐藤氏の在地豪族強圧説は、本節の視点から考えても有効性を欠くものと言わざるを得ない。

註

- (1) 前節註(15) 参照
- (2) 小田部庄右衛門氏所蔵文書正平七年正月日付宇都宮氏綱着到状写(『県史』二二)
- (3) 秋田藩家蔵文書観応三年四月十三日付岡本良円軍忠状写(『市史』二一九号)
- (4) 赤堀文書観応三年五月日付赤堀時秀軍忠状写(『県史』三)
- (5) この薬師寺氏は小山氏の支族で、貞和・観応年間に武蔵国守護兼国司であった高師直の代官、薬師寺公義に比定する考え方がある。(菊地卓「薬師寺公義について」・

『国学院雑誌』七二—三三これに従えば、公義はこの合戦において同族の小山氏ではなく宇都宮氏に従軍したことになる。

- (6) 藤姓足利氏の支族佐野氏に比定し得るが、その本領は佐野氏の一円所領ではなく、小山氏等の所領が入り組んでおり(新川武紀「佐野庄と佐野氏」・『栃木県史研究』十三号)両氏の関係が推測されるにも拘らず、この合戦では宇都宮氏に従軍した。

- (7) 『市史』通史編I五七一頁

- (8) 小山氏政はこの年六月二十九日に鎌倉に入っている。

(『鶴岡社務記録』坤・『市史』二二三号)

- (9) 『小島之寿佐美』

- (10) 『源威集』

- (11) 氏政はこの年七月二三日に二七歳で死去したが(『常楽記』『太平記』卷三四によれば、これより四年後の延文四年十月の畠山国清の上洛軍には「小山一族十三人」が芳賀禪可等と共に従軍して十一月十日には上洛している。

- (12) ⑦足利尊氏御判御教書(松平基則氏所蔵文書・『市史』二二三号)、①足利尊氏書状(同文書・同書二二三号)

- (13) 峰岸純夫「小山文書についての覚書」(『小山市史研究』一号)・稲垣泰彦前掲論文

- (14) 磯貝氏も「義政の代に至る小山氏の行動については(中略)尊氏方に忠勤を励み、將軍から度々恩賞を与えら

れ膨大な所領を集積してきていたことを想起すべきであろう」と述べておられる。

- (15) 佐藤一節註(3) 掲書・清水昭二「南北朝期の宇都宮氏—宇都宮氏綱を中心に—」(『栃木史論』十六号)

- (16) なおこの合戦に際し下野国からは那須氏・茂木氏等が基氏より軍勢催促をうけている。秋田藩採集文書貞治二年八月二十九日付足利基氏軍勢催促状(『大日本史料』六一二)・茂木文書同年九月十日付足利基氏軍勢催促状(『県史』二二)

- (17) 『鎌倉大日記』

五 東国の伝統的守護の存在形態

くむすびにかえて

本節では、下野国を典型とする平安末・鎌倉以来の伝統的豪族の蟠踞する東国、殊に利根川以東の国々の守護(或いは守護級領主)の存在形態を、観応擾乱に伴う東国政治体制の変化の中で考えていくことで、本稿のまとめとしたい。

佐藤氏の在地豪族強圧説が有効性を欠くものであると判断されたことによって、ここに一節であげた峰岸純夫氏以来の考え方が浮かびあがってくる。即ち概略利根川以東の地域(東上野・下野・常陸・下総・上総)におい

ては足利一門による支配権力を守護職を通して直接的に及ぼすことができず、平安末・鎌倉期以来の伝統的豪族が従来の守護職（或いは所領）を維持した、とするものである。下野国においては佐藤氏の考証発表以後、新川武紀氏・峰岸純夫氏によって暦応二年九月及び文和二年十月の時点での小山氏の守護在職徴証があげられたのみなので、ここで一旦下野国の検討から離れて当該期における鎌倉府管轄下の関東十カ国の守護変遷表を掲げる。⁽¹⁾

（表二）これをみると、直義派・師直（尊氏）派の中央での覇権争いを反映して、めまぐるしく両派の守護が交替しているのは、伊豆・武蔵・上野等の諸国であり、考察の対象地域では、伝統的豪族が守護職を維持しているものの如くである。⁽²⁾ 従って佐藤説は、下野国を特例とする場合にのみ有効性を持つ、と言えよう。

さらに対象地域の特殊性を考えていくため、再び尊氏の東国在陣時代（観応三年正月～文和二年七月）に戻って、その統治形態との関連から検討したい。

この時期の統治形態の特徴については既に先学の様々な指摘があるが、ここでは小要博氏にならって整理しておきたい。⁽³⁾

⑦尊氏は、軍事面のみならず所務沙汰をも含む諸権限を

（表二）

	貞和2.9 ～貞和5.8	貞和5.9 ～観応2.2	観応2.3 ～観応2.12	文和元～
伊豆	上杉重能	高一族	石塔義房	畠山国清
相模			佐竹・三浦	武田参河守
武蔵	高師直	高師直	上杉憲顕	仁木頼章
上総			佐々木	千葉
下総				千葉氏胤
安房				高南宗繼
常陸			佐竹・上杉	佐竹貞義
上野	上杉憲顕	上杉憲顕	上杉憲顕	宇都宮氏綱
下野				
甲斐			武田信武	武田信武

行使している。⁽⁴⁾この所務沙汰権は尊氏が鎌倉を離れるに際し、前の鎌倉府政所執事二階堂成藤に特別に与えられたが、二年足らずのうちに義詮の親裁権強化に伴いその職務は停止した、という指摘がある。⁽⁵⁾

④この時期鎌倉府には関東管領は任命されず、尊氏の直接統治という体制がとられていたらしい。この証左の一つとして、尊氏は御内書を管国内の武士に発給している。⁽⁶⁾

⑤①との関連から、尊氏は京都から奉行人を引率し、これを指揮していたらしい。⁽⁷⁾

⑥尊氏はその発給文書より推して軍事指揮権・統治権について京都の義詮と分轄政策をとっており、自身は鎌倉府管轄諸国・遠江・駿河・陸奥を担当した。⁽⁸⁾

以上小要氏の整理をほぼ引用する形となったが、これらに共通して言えることは、尊氏がこの時期直接政務をみることによって鎌倉府権限の強化を企図したことである。そしてその行使した権限は、彼の上洛後は鎌倉府に残されていたと推定される。⁽⁹⁾

ところで表三は、尊氏或いはその奉者が管轄下の諸国における所務の遵行を命じた文書のうち、守護とは思われない者、または前掲表二によって明らかな如く別人の

守護在職が確認できる時期に遵行を命じられている者が、それぞれ名充人になっているもの等を集めたものである。⁽¹⁰⁾例えば相模国では、在地の有力武士、或いは尊氏の近臣と思われる者が尊氏から直接命令を受けている。⁽¹¹⁾また上野国では、この時期宇都宮氏綱の守護在職が明らかであるが、「縫殿頭」なる者の所務遵行奉書が直接両使に下達されている。

即ち尊氏はこの時期通常のルート(將軍―執事―守護)とは別に、数人の執事(三節aであげたように仁木頼章・高南宗継・今川範国等)を通じて、或いは直接守護以外の尊氏の近臣や在地有力武士(一名または両使の形で)⁽¹³⁾に所務遵行を命じる方式を用いて政務にあたっていたことがわかる。⁽¹⁴⁾

そしてさらに注意すべきなのは、この方式を用いたことが史料上明らかな国のうち、まず相模・武蔵・上野等の国々は、観応擾乱の際めまぐるしく守護の交替した利根川以西の地域に含まれることである。即ち直義派の守護の改替直後の混乱状況は尊氏任命の新守護の統治能力のみでは收拾し得ないことが、尊氏に前述の如き直接統治の形態をとらせた要因の一つと考える。⁽¹⁵⁾

しかし利根川以东の地域に含まれる常陸国の場合、尊

(表三)

国名	年月日	文書名	名充人	内 容	出 典
模	(正平七)・五・九	足利尊氏御内書	海老名四郎左衛門尉	愛甲庄内の地の松浦治部左衛門尉への打渡しを命ず	松浦文書
模	観応三・六・十八	足利尊氏御判御教書	園田美作守	海老名四郎左衛門入道と共に鶴岡八幡宮雑掌へ毛利庄内の地を打渡ししむ	正宗寺文書
模	観応三・八・五	右 同	武田参河守	円覚寺正統院雑掌への毛利庄内厚木郷半分の沙汰付を命ず	円覚寺文書
相	観応三・八・二七	右 同	(成田力) □□備前入道	鶴岡八幡宮雑掌への戸田郷の地の沙汰付を命ず	浄法寺文書
相	文和元・十二・十八	足利尊氏御教書	曾我上野介	出縄郷佐竹和泉守跡を今川範氏代に沙汰付けるよう命ず	今川家古文書写
相	文和二・六・十七	足利尊氏御判御教書	成田備前守	鶴岡御影堂料所丸嶋郷の地を中村備中権守と共に雑掌へ渡付けけるよう命ず	鶴岡等覚相承両院蔵文書
武蔵	(正平七)・八・十四	足利尊氏御内書	川越出羽守(宗重)	高師業に戸森郷を交付せしむ	永井直哉文書
野	観応三・五・九	沙弥(今川範国)施行状	頼 印	鶴岡八幡宮供僧頼印に榛名山執行職を知行せしむ	神田孝平所蔵文書
上	観応三・六・十二	縫殿施行状	小柴新庄衛門尉	古戸彌四郎と共に岩松頼宥代官へ、新田庄寺井村田宅を沙汰付けしむ	岩松文書
陸	観応三・五・二九	足利尊氏御内書 (力)	鹿島出羽守(幹寛)	畑田時幹の所領徳宿郷畑田等につき違乱なきよう命ず	諸家所蔵文書
常	観応三・九・二	足利尊氏御判御教書	武田式部大夫(高信)	宍戸朝里と共に、下河辺行景に行方郡倉河郷等の地を沙汰付けしむ	鹿島社文書

氏に直接統治の形をとらせた事情は、前掲の諸国とは異なると思われる。伝統的豪族佐竹氏が南北朝期一貫して守護に在職していた同国⁽¹⁶⁾において、尊氏が佐竹氏以外の武士への所務遵行命令を行っていた事実については、観応擾乱をさらに遡る歴史的背景を想定すべきである。即ち、守護佐竹氏の権限は常陸国内全域を覆う地域的完結性を当初より欠くものであったと考えられるのである。

佐藤進一氏は、同国の守護沿革考証を行う中で、大掾氏が永和三年に吉田・行方・鹿島・真壁・南郡の五カ郡における棟別錢徴収権を保有していた事実を指摘された⁽¹⁷⁾。

氏の言われる如く、このことのみを以て大掾氏を分郡守護と認定するのは危険であるが、大掾氏が観応擾乱期以前にも例えは行方郡における所務遵行を担当していることは確実である。そして大掾氏の他、その一族鹿島・林・真壁氏や、武田・完戸・益子・宍戸氏等の武士が直接幕命をうけている。従って表三における尊氏の鹿島氏や武田氏への命令も、この延長線上にとらえることができるのではないか。

こうした平安末・鎌倉以来の伝統的豪族が蟠踞する常陸・下野・下総等における守護の領域支配と鎌倉府の対応について市村高男氏は、一国内においてこうした複数

の旧族領主が勢力の均衡を保持しつつ、或る者は守護、或る者は独立性の高い御家人として並存しており、同時に一族内部での対立と社会的分裂の深化も加わって、上杉氏の上野・伊豆・上総等の諸国におけるが如き本格的守護領国制を形成するには、極めて困難な状況にあったこと、また鎌倉公方もこうした状況をふまえて、守護以外の有力な旧族領主層をも守護と同一レベルで掌握し、彼らの旧来の所領支配を容認する体制をつくったこと、をそれぞれ指摘された⁽¹⁸⁾。従って下野国の場合においても、従来不明とされていた観応擾乱前後の時期における守護を仮に小山氏と比定した場合でも、同氏は実質的に一国全域を統治する権力は持ち得ず、宇都宮氏等の有力御家人の領域内には介入できなかったと考えられる⁽¹⁹⁾。

南北朝期の下野国においては、那須氏が東北部那珂川沿岸に、宇都宮氏がやや南寄りの中央部・東南部の芳賀郡・西へは日光方面に、小山氏は南部から利根川水系沿いに下総・武蔵方面にそれぞれ勢力を有していた⁽²⁰⁾。小山氏は既述の如く暦応二年に守護として、那須氏領域内の土地に関する知行調査を報告したことはあるが、宇都宮氏の領域に権限を及ぼした徴証はみられない⁽²¹⁾。

また前節の終わりで指摘したように、二度の鎌倉府へ

の反抗にも拘らず本領を安堵された宇都宮氏の存在基盤の根強さにも注目したい。これに関して、宇都宮氏が下野国中に宇都宮二荒山神社の五月会頭役を課していた事実は、重要な手がかりの一つになると思われる⁽²³⁾。高牧氏は、同社の頭役が鎌倉・南北朝から室町期にかけて国内の独立領主たる茂木氏や佐野氏に課せられていることを指摘された。また氏は、宇都宮氏と並行する強大な旧族領主小山・那須氏については史料の所見が無く、宇都宮氏の影響力の及ぶ範囲⁽²⁴⁾についての頭役の徴収が行われたのであらうと推測しておられる。しかしそれにしても、宇都宮氏がその宗教上の権威を以て国内の領主層に一定の政治的・経済的影響力を及ぼしていたことが考えられるのである。

但し宇都宮氏の場合、尊氏上洛後の鎌倉府が安定経営を展開させていく上で必須であった上杉氏の復職によって生じた矛盾により大幅な後退を余儀なくされるのに対し、小山氏の領域支配は氏政の時期においては、府との衝突をみずにすんだ。しかしそれも義政の時期に至ると、幕府と守護との中間行政庁から准幕府的権力機構としての性格を強めつつあった鎌倉府⁽²⁵⁾にとって、下野南部を中心に膨大な所領を集積した独立性の高い小山氏の存

在は打倒せざるを得ないものに転化した、と思われる⁽²⁶⁾。なお鎌倉府の守護体制を検討していく上で、もう一つ考えていかなければならない問題は、幕府権力との関連である。即ち將軍は、府の自立化を恐れ、分裂し反鎌倉府勢力となった宇都宮氏等の旧族領主層を「京都扶持衆」として掌握し、鎌倉公方統制のクサビとした⁽²⁷⁾。これにはまた関東分国数の増減、分国内における幕府御料所の経営等の問題が絡んでこようが、こうしたことについての検討は後日を期したい。

註

(1) 小要博二節註(10)論文に掲載されたものに、佐藤進一節註(3)掲書における考証結果を加味したものである。

(2) 佐藤氏の考証によれば、例えば下総国では貞和二年七月までは千葉貞胤の守護在職の徴証がある。その嫡子氏胤は觀応擾乱に際し一旦直義方に組したが、後に尊氏方に戻り、遅くも文和二年八月以前には守護に任ぜられている。但し上総国の場合は、鎌倉期に足利氏の守護国であった背景もあって、建武以来高師直(推定)・佐々木秀綱などの守護在職が続く。常陸国については後述。(佐藤一節註(3)掲書)

- (3) 小要二節註(10) 論文
- (4) 小要博「発給文書よりみたる足利義詮の地位と権限」
『法政史学』二八号)
- (5) 田辺久子「鎌倉府における所務沙汰権の変遷」(『史論』
二九集)
- (6) 小要博「足利尊氏と御内書」(『日本史研究』一七三
号)
- (7) なお直義の北国行きに従う者の中にも奉行人が存在し
た。(『観応二年日次記』七月三十日条)
- (8) 小要前註(4) 論文
- (9) 伊藤喜良「室町期の国家と東国」(『歴史学研究』一九
七九年度別冊)氏はこの中で京都の義詮が南軍との対応
に苦慮している時期にあたるこの間の尊氏の行動は注目
すべきで、彼の在倉中は東国に「幕府」が存在したとい
ってもしよいような状態であったと述べておられる。
- (10) 『大日本史料』六一十六及び十八・『神奈川県史』資料
編三上・『群馬県史』資料編六
- (11) 海老名氏・曾我氏・中村氏・園田氏・成田氏はいずれ
も相模国の武士と考えられ、しかも前三者は、將軍の近
臣(奉行人)との推測も可能であると思う。(例えば『御
的日記』に同姓の者が散見する)また武田参河守につい
て、小要氏は守護として表にあげておられ、佐藤博信氏
も同様に彼を守護としておられる(佐藤「室町時代の相
模守護」・『歴史手帖』五一二)が、この人物も尊氏の近
- 臣でこの時臨時に遵行を命ぜられた可能性はあると思わ
れる。なお尊氏は観応三年六月七日に、武田参河守に対
し亡父聖観入道の遺領を安堵している。(新渡戸文書同
日付足利尊氏御判御教書・『大日本史料』六一十六)
- (12) 或いはこの時期相模国守護は不設置か。
- (13) 福田豊彦氏は、山城国に対する幕府の遵行命令が、観
応二年と文和元年に集中しており、殊に観応二年八月の
直義の北国没落後には、義詮の御判御教書によって直接
的に両使に遵行を命じている例が多く、この両使に近
習・奉行人が多数認められる事実を指摘しておられるが
(福田「室町幕府の御家人と御家人制」・『御家人制の研
究』所収)これは同時期の東国における政治体制と照応
して興味深い。
- (14) 伊藤喜良氏は、初期鎌倉府の政治権力を検討して、尊
氏執事(高師直)の東国に下達した文書がほとんど守護
宛であるに対し、府執事のそれはほとんど守護以外の人
物に下され、特に預置等に関しては直接請取人に下達し
ている事実を指摘された。(伊藤「初期鎌倉府小論」・『文
化』三二―四)とすれば表三より尊氏の権限は正にこの
両者のそれを合一させたもの、ととらえることができよ
う。
- (15) 例えば上野国の新守護宇都宮氏綱の管国経営は旧上杉
勢力の抵抗等により相当困難な状況にあったことが指摘
されている。清水昭二前掲論文。

(16) 佐藤進一節註(3) 掲書。

(17) 佐藤前掲書。

(18) 以上常陸国における状況の指摘を含め、市村高男一節註(2) 論文

(19) この点象徴的なのは、永和三年十一月十七日に小山下野守義政と宇都宮下野守基綱が、関東管領上杉憲春より下野国内における円覚寺造営要脚棟別銭の徴収をそれぞれ同文の御教書を以て命じられている事実である。(ともに円覚寺文書同日付鎌倉公方家御教書・『県史』二) 義政についてはこの前年九月二十四日に同じ内容のことにつき、守護使を遣して円覚寺雑掌と共に徴収にあたるように命じられているので(円覚寺文書同日付鎌倉公方家御教書・『県史』二) その守護在職は明らかである。基綱の地位については、渡辺世祐氏は義政と共に守護職を折半分有していた、と主張されたが(渡辺前掲書)、佐藤進一氏は、常陸国の大掾氏・小田氏の如き限定的な棟別銭徴収権を保有していたとみるのが穏当、としておられる(佐藤前掲書)。また磯貝氏は、義政に対する命令がなかなか実行されないため、府は基綱をも守護に任じて徴収事務にあたらせた、としておられる。少くとも、守護小山氏に対して宇都宮氏が高い独立性を保持していたことを指摘して誤りないであろう。

(20) 『市史』通史編I五六九頁

(21) 二節註(1) 参照

南北朝期東国守護の存在形態に関する一考察

(22) 年代は未詳であるが(文和三年〜延文三年の間か)、尊

氏が、小山氏政からの訴えにより、先に基氏が、家人秦行氏の搜索を氏政に命じたが、行氏が宇都宮に隠居したので「伊与守」即ち宇都宮氏綱に行氏追捕を命じるよう、基氏に伝えている文書がある。(松平基則氏所蔵文書年未詳三月二六日付足利尊氏書状・『市史』二三四号) これは『市史』でも疑文書視されており、そのまま利用するのは危険だが、仮に内容に誤りがないとした場合、宇都宮氏は、小山氏の検断権を直接に及ぼし得ない独自の領域を保持していたとみることができるので、参考として付言しておく。

(23) 佐藤進一氏は、一国内における在地武士の高い自立性が形成されてきた背景の一つとして、信濃国を例にとつて諏訪大社の如き地方大社の頭役の存在を指摘しておられる。(佐藤「守護制度史上の信濃」・『信濃』二十一十)

(24) 以上高牧「宇都宮と今宮明神の頭役」(『聖心女子大学論叢』六二号)。但し那須氏に関しては、鎌倉期ではあるが文永元年十月十日付関東下知状(『県史』四・陸奥結城文書)の中に「一、(那須)資長召文違背事」として「右、資長帰国之後、弘長三年五月被下召文乎、而宇都宮頭役、難参上之由(以下略)」とみえ、頭役は課せられていた、と思われる。

(25) 伊藤喜良「鎌倉府覚書」(『歴史』四二輯)

(26) この時期、他の伝統的豪族守護である千葉・結城・佐

竹氏等は、親鎌倉府派として、その権力機構の中に包摂されていた。市村高男前掲論文。

(27) 市村高男前掲論文

〔付記〕 なお千田孝明氏は一二六頁下段の史料①及び一三五頁下段註②引用史料を実見して本文の筆跡・花押等を検討した結果、正文とみなして差し支えないであろう、と判断しておられる。千田「足利尊氏発給文書に関する覚書」(『古文書研究』二七号)